

# 被災住宅の耐震化補助金

## 要件

- ☐ 令和6年1月1日能登半島地震による罹災証明で一部損壊以上の木造住宅
- ☐ 一戸建て住宅、共同住宅及び長屋（2階以下かつ1,000㎡未満）
- ☐ 店舗併用住宅も対象（延床面積の半分以上を居住の用に供するもの）
- ☐ 建築基準法の規定に基づく違反がないこと



## 耐震診断

耐震診断に対し費用の一部を補助

|             | 対象者              | 補助率 | 限度額  |
|-------------|------------------|-----|------|
| 一戸建て住宅      | 所有者<br>又は<br>居住者 | 4/5 | 12万円 |
| 共同住宅<br>・長屋 |                  |     |      |

## 建替工事

耐震診断により「評点1.0未満」と判断された住宅の建替工事を行う際に費用の一部を補助

|         | 対象者              | 限度額   |
|---------|------------------|-------|
| 一戸建て住宅  | 所有者<br>又は<br>居住者 | 210万円 |
| 共同住宅・長屋 |                  | 420万円 |

## 耐震改修・傾斜修復工事

耐震診断により「評点1.0未満」と判断された住宅を「評点1.0以上」とする耐震改修工事及びジャッキアップ等により建物の傾斜を修復する工事を行う際に費用の一部を補助

|             | 対象者              | 工事内容        | 補助率   | 限度額               |       |
|-------------|------------------|-------------|-------|-------------------|-------|
| 一戸建て住宅      | 所有者<br>又は<br>居住者 | 耐震改修・傾斜修復工事 | 10/10 | 210万円 ※1          | 280万円 |
|             |                  | 加算工事        | 1/2   | 70万円              |       |
| 共同住宅<br>・長屋 | 所有者<br>又は<br>居住者 | 耐震改修・傾斜修復工事 | 10/10 | 105万円/住戸<br>420万円 | 460万円 |
|             |                  | 加算工事        | 1/2   | 40万円              |       |

### 加算工事とは…

耐震改修工事と併せて、次のいずれかに該当する耐震化工事

- ・基礎の新設及び既存の基礎を補強する工事
- ・重い屋根を軽い屋根（金属又は石綿スレート等）に葺き替える工事
- ・建物の減築に係る工事

※1 耐震改修利子補給制度を利用する住宅については、限度額152.5万円/戸（国が利子相当額57.5万円を負担）

予算の範囲内での補助金のため、受付期間が早く終了する場合があります

<お問い合わせ先>

小松市役所 都市創造部 建築住宅課

〒923-8650小松市小馬出町91番地

TEL：(0761)24-8105

小松市耐震補助

検索

※詳しくは小松市ホームページをご覧ください。

